

豊中市共同利用施設植栽管理業務仕様書

第1条 適用

本仕様書は、「豊中市共同利用施設植栽管理業務」（以下「業務」という。）に係る内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2条 業務の目的

本業務は、共同利用施設の剪定、刈込み、除草等を実施し、良好な維持管理に資することを目的とする。

第3条 一般事項

1. 本業務の実施にあたって、作業内容、手順、方法、安全対策などについて、計画工程表を含む業務計画書を作成し、適切に業務を履行すること。
2. 本業務の実施にあたって、利用者及び通行者の安全確保を図るとともに、施設運営の妨げにならないよう注意すること。
3. 自然保護や景観に配慮し、植栽の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。

第4条 業務数量

1. 施設名称および業務数量は別紙「業務数量総括表」のとおりとする。
2. 業務数量を変更する場合は市担当職員と協議すること。

第5条 業務

1. 高中木剪定

- 通行の支障や美観が損なわれることがないように、適切な時期に忌み枝や枯れ枝の撤去を含む整枝等の剪定を行うこと。
- 対象地内の高さ制限に対応した剪定を行うこと。
- 不定芽の発生原因となるので「ぶつ切り」などは行わないこと。
- 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定を行うこと。
- 剪定した枝葉は作業当日に集積、回収し周囲の清掃を行い、豊中市伊丹市クリーンランドに搬入すること。
- 作業実施にあたり枝葉の飛散、落下防止に努めること。

2. 枯木撤去

- 枯木を発見した場合は、安全面や美観の観点から速やかに撤去すること。
- 中低木の撤去については、抜根すること。

3. 中低木刈込み

- 通行の支障や美観が損なわれることがないように、適切な時期に刈込みを行うとともに、花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- 低木寄植の刈込み高さについては、原則として80cmとすること。
- 中木列植・低木寄植の刈込の枝葉は、作業当日に集積・回収し、クリーンランドに搬入すること。

4. 除 草

- 通行の支障や美観が損なわれることがないように、適切な時期に除草を行うこと。
- 除草作業は刈り残しがないように地際から行うこと。
- 機械を使用する場合、飛び石等による事故がないよう飛散防止の安全対策を講じること。また、粉塵の飛散にも注意すること。
- 実生樹木があれば地際から撤去すること。また、通行支障になるようなヒコバエも剪除すること。
- 機械では作業が困難なところは人力で行うこと。
- 植樹帯内のごみ・落ち葉等は、ブローア、サラエ等で掻き出し処分すること。なお、ブローアの使用には十分注意を払うこと。
- 刈り取りした草は、作業当日に集積・回収し、クリーンランドに搬入すること。
- 除草作業が困難な箇所などにおいて、除草剤を使用する場合には、市担当職員と事前に協議すること。

5. 薬剤散布

- 病虫害の発生があり、薬剤による駆除・防除が必要な場合は、薬剤散布を行うこと。
- 発生した病虫害の同定を行うとともに、樹木への薬害に留意して、薬剤を選定すること。
- 薬剤を散布する場合は、周辺住民に事前に薬品使用の目的、散布時期、使用薬品の種類等周知するなど、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。また、薬剤は法令に準拠し適切に保管すること。
- 作業時は、ヘルメット、マスク、保護メガネ、手袋等の保護具を着用すること。

6. 剪定枝等の処理

- クリーンランドへの搬入に際して、高中木剪定、中低木刈込、除草等に伴い発生した処分物は、土・砂等を十分に落とし、剪定・刈込みをした枝葉や除草処分物等の可燃物以外のものは混入しないこと。
- 幹・根については、クリーンランドの搬入基準に従い、切断すること。また、剪定枝、刈り草等の運搬時に積荷が飛散しないようシートにて養生するなど、飛散防止に努めること。
- クリーンランドでは剪定枝のチップ化事業を行っていることから、高木剪定枝の搬

入に際して公園樹木の剪定枝と判断できるよう、確認しやすい所に表示板を設置するとともに、できる限り剪定枝のみの搬入に努め、クリーンランドの係員に指示された場合は、剪定枝ヤードに搬入すること。

○搬入時にもらう計量伝票を保管し、提出すること。

○クリーンランド以外で処分する際には、本市と協議すること。

7. 安全対策

○作業中看板、標識類、バリケード、カラーコーン及び飛散防止ネットの設置、交通整理員の配置等を適切に行うものとし、特に利用者や通行者等には十分に注意し、事故のないように対策を講じること。

○作業従事者は、作業服、ヘルメット、防塵用眼鏡、手袋、安全靴、セフティーベスト（反射チョッキ）、脚部防護服などを着用すること。

○高所作業時（2m以上）には、墜落制止用器具等を装備し、労働災害の防止措置を講じること

○チェーンソーや刈払機などを使った危険又は有害な作業については、労働安全衛生法に定める特別教育等を受けた者が従事すること

○安全管理にあたっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。

8. 調整

○作業に入る前に、市担当職員及び施設管理人と日時を調整し、作業終了後は、業務報告書に施設管理人の署名を受けること。

○各施設の作業完了後、施設毎に植栽管理業務報告書を作成し、市担当職員に報告のうえ業務数量調整を行うこと。

9. 報告書及び完了検査

○各施設の作業完了ごとに報告書を提出すること。

○全ての業務完了時には、各施設の植栽管理業務報告書・クリーンランド計量伝票・業務写真・その他必要書類を業務報告書として提出し、市担当職員の検査を受けること。

※業務写真については、作業前・中・後の1セットを撮影するとともに、作業板に作業内容・作業日等を記入し、写真内に収めること。

第6条 一括再委託等の禁止

受注者は、業務の全部を一括又は主たる部分を第三者に委託してはならない。あらかじめ発注者の承諾を得て主たる部分以外の業務を委託する場合は、この限りでない。なお、第三者への委託を禁止する主たる部分とは、概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務とする。

第7条 不当介入に対する報告・届出等

- 受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする、ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告し、及び届け出るものとする。
- 受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

第8条 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

様式No.	提出書類	部数	提出期日	摘要
1	業務委託契約書	2	契約時	1部返却
2	業務計画書	1	〃	
3	再委託承諾申出書	2	再委託を行うとき	1部返却
4	業務着手届	1	業務着手時	
5	使用材料承諾書	2	その都度	1部返却
6	使用材料納品書	1	〃	
7	業務報告書	1	〃	
8	業務完了届	1	〃	
9	請求書	1	〃	

注) その他の書類については、担当職員の指示に従う。

業務数量総括表(令和8年度)

施設名	樹木剪定												刈込				機械 除草A	人力 除草	薬剤散布B	竹林伐採	枯木撤去	中低木撤去			
	高木A	高木B	高木C	高木D	高木E	中木A	中木B	中木C	中木D	幹吹A	幹吹B	合計	刈込A	刈込B	刈込C	合計					高木	中低木A	中低木B	中低木C	
	C<30	30≦C<60	60≦C<90	90≦C<120	120≦C	H<100	100≦H<200	200≦H<300	玉物	C≦50	50<C	(本)	人力	太枝切断	機械	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(500ℓ/回)	(本)	(㎡)	H<100	100≦H<200	200≦H<300	
勝部センター 外21施設合計	58	102	48	18	19	37	100	138	0	0	8	528	0	40	1,284	1,324	3,566	80	4	68	0.5	3	19	56	

業務数量総括表(令和8年度)

番号	施設名	樹木剪定												刈込				機械 除草A	人力 除草	薬剤散布B	竹林伐採	枯木撤去	中低木撤去		
		高木A	高木B	高木C	高木D	高木E	中木A	中木B	中木C	中木D	幹吹A	幹吹B	合計	刈込A	刈込B	刈込C	合計					高木	中低木A	中低木B	中低木C
		C<30	30≦C<60	60≦C<90	90≦C<120	120≦C	H<100	100≦H<200	200≦H<300	玉物	C≦50	50<C	(本)	人力	太枝切断	機械	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(500ℓ/回)	(本)	(㎡)	H<100	100≦H<200	200≦H<300
1	勝部センター	1	3	2	3	2	3	2	5				21			84	84		4	68	0.5	3	19	56	
2	原田センター	3	10	4			4	15	9				45			124	124	488							
3	利倉センター	14	8	5	1	4	3	25	10				70			102	102	560							80
4	穂積センター	3	4	4				1	3				15			35	35	15							
5	庄内東センター	1	6	3	7	4	12	9	21			3	66			67	67	575							
6	上津島センター	1	9	4	1	3			3				21			9	9								
7	小曾根センター	3	1	3	1	2		10	12				32			20	20	380							
8	服部南センター	4	2	1			1	1	9				18			20	20								
9	浜センター	2	3	3	1		4	7	9				29			10	10	400							
10	箕輪センター	2		3			1	5					11			2	2								
11	服部寿センター	1	1		1	1	1	3	2			2	12			21	21								
12	走井センター		9	3					1				13			12	12	57							
13	庄内南センター	4	3	2		1			11				21			56	56								
14	庄本センター	8	10	2				7	3				30			3	3								
15	千成センター		2	1	1			1					5			55	55	400							
16	大島センター		6	2			1	5	5				19		40	83	123	260							
17	日出センター	1	1			1	2	2	2			3	12			99	99	95							
18	蛭池センター	2	6				2	4	10				24			23	23								
19	豊島北センター	3	2	2	1	1	2		10				21			188	188	50							
20	庄内宝センター	3	3					1	3				10			212	212	240							
21	庄内幸センター	2	13	4			1	2	4				26			35	35								
22	曾根西センター				1				6				7			24	24	46							
合 計		58	102	48	18	19	37	100	138	0	0	8	528	0	40	1,284	1,324	3,566	80	4	68	0.5	3	19	56